

松江市障がい者虐待防止センターにおける 予防・啓発のあり方検討

平成27年3月

松江市障がい者虐待防止センター

(家庭相談室)

この事業は、平成26年度全国保健師長会調査研究事業として実施しました。

目 次

I	はじめに	
II	現状と課題	1
III	アンケート調査の結果	3
	（1）本人及び養護者の状況	4
	（2）福祉サービス事業所従事者の状況	5
	（3）法の認知度について	6
	① 法の認知度について	6
	② 法を知るきっかけについて	7
	③ 虐待者・被虐待者になる可能性について	8
	④ 虐待の発生要因について	9
	⑤ 虐待を見たり聞いたりした時の相談機関	11
	⑥ センターに相談・通報することの認知度	11
	⑦ 障がい者虐待防止について（福祉サービス事業所管理者分）	11
IV	今後の課題	15

I はじめに

平成 24 年 10 月 1 日に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」という）が施行され、同日に松江市障がい者虐待防止センター（以下「センター」という）を設置しました。

この法律の目的は、**障がい者に対する虐待が障がい者の尊厳を害するものであり、障がい者の自立及び社会参加にとって虐待を予防することは極めて重要であることに鑑み、虐待の防止や早期発見、虐待を受けた障がい者に対する保護や自立の支援、養護者に対する支援等を行うことにより障がい者の権利利益の擁護に資するとされています。**

この目的を実現するために、当センターでも市内の相談支援事業所や障がい者福祉サービス事業所（以下「福祉サービス事業所」という）、家族会、自治会連合会、公民館長会等に障害者虐待防止法の周知に努めてきました。

養護者による障がい者虐待の通報件数は、H24 年度が 25 件、H25 年度が 15 件でした。このうち虐待として受理したのは、H24 年度が 11 件、H25 年度が 9 件です。生命の危険性や障がい者本人の分離希望により、養護者から分離した件数は、H24 年度が 5 件、H25 年度が 8 件でした。

障がい者虐待の特徴としては、知的障がい者（H24：7 件、H25：6 件）に多く、暴力等による身体的虐待（H24：9 件、H25：6 件）や暴言等の心理的虐待（H24：2 件、H25：7 件）が多い状況です。

障がい者虐待の事実確認を実施する中での課題として、①障害者虐待防止法の周知不足や密室での虐待が多いことから通報や相談につながりにくいこと。②養護者や福祉サービス事業所従事者等の障がい特有の行動障がい等への理解不足や虐待に関する知識不足等から虐待につながっているものが多く伺えました。

そこで、本人、養護者、福祉サービス事業所従事者、福祉サービス事業所管理者を対象に障害者虐待防止法の認知度や虐待予防体制などを把握し、障害者虐待防止法の趣旨を理解した上で、効果的な啓発方法等検討するため、平成 26 年 9 月 10 日から平成 26 年 9 月 30 日までの期間にアンケート調査を実施しました。アンケートの回収率は、本人・養護者が 61%、福祉サービス事業所従事者が 90%、福祉サービス事業所管理者は 88%と高い回収率でした。

これらの結果に基づき、①虐待予防に関する啓発活動を障がい者種別に応じた手法で行う。②当センターの対応マニュアルを作成し、養護者及び福祉サービス事業所等にアンケート結果を活用した虐待予防体制の構築についての検討を促す。③早期発見や早期支援体制が構築できるよう関係機関とのネットワーク（絆連絡会等）をさらに強化することが重要であると考えます。

今回の調査を行うにあたり、福祉サービス事業所の皆様や家族会等の皆様には多大なるご支援ご協力を賜り厚く感謝申し上げます。

Ⅱ 現状と課題

1) 松江市における障がい者手帳の所持状況 (18～64 歳)

①身体障害者手帳 (人)

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合計
平成 2 4 年度	866	411	324	429	153	149	2, 332
平成 2 5 年度	824	409	314	419	149	148	2, 263

②精神障害者保健福祉手帳 (人)

	公費対象	1 級	2 級	3 級	合計
平成 2 4 年度	(4, 235)	207	779	247	1, 233
平成 2 5 年度	(4, 303)	227	855	271	1, 353

③療育手帳 (人)

	A	B	合計
平成 2 4 年度	523	754	1, 277
平成 2 5 年度	523	778	1, 301

2) 松江市における障がい者虐待の現状

①相談・通報件数

	相談・通報件数	障がい種別				虐待種別					
		身体障がい	知的障がい	精神障がい	不明	身体的虐待	心理的虐待	性的虐待	ネグレクト	経済的虐待	
平成 2 4 年度	養護者	2 5	3	1 0	1 0	4	1 1	7	0	5	1 0
	施設	8	1	4	0	4	4	6	0	1	0
平成 2 5 年度	養護者	1 5	2	8	6	0	4	5	1	2	6
	施設	1 3	6	2	3	2	5	1 0	0	0	0

②養護者による虐待受理件数

	件数	障がい種別				虐待種別				
		身体	知的	精神	不明	身体的	心理的	性的	ネグレクト	経済的
平成24年度	11	1	7	3	0	9	2	0	2	3
平成25年度	9	0	5	3	1	4	5	0	0	3

虐待通報等における問題・課題

- * 法についての周知、支援体制が不十分であることから虐待につながった事例が多かった。
- * 本人の障がい特性や虐待者以外との関わりが少ないため、周囲も虐待と捉えにくい現状があった。支援に関わっていないと意見が言いにくいなどがあった。
- * 障がい者を支援している養護者や福祉サービス事業者等に、障がい者の人権を守るための意識や知識に格差があった。
- * 法の施行は知っていたが、通報することの重要性が理解できていなかった。
- * 福祉サービス事業所内に事業の収益上効率を優先するために、支援方法に疑問を持っていても検討する場や機会が少ない。(例：知的障がい者に口頭で説明・注意しても改善できない時は、多少の暴力も仕方がない。)

Ⅲ アンケート調査の結果

1) 目的

- ①本人及び養護者の障害者虐待防止法の認知度の把握。
- ②福祉サービス事業所の従事者の障害者虐待防止法の認知度の把握。
- ③結果に基づき効果的な予防啓発に努める。
 - * 障害者虐待防止法を（以下「法」という）

2) 実施期間

平成26年9月10日～9月30日

3) アンケート方法

①対象者

- ・松江市に在住する18～64歳で身体、療育、精神保健福祉の手帳を所持又は自立支援医療（精神）を利用されている方から、無作為で700人選出。
- ・松江市内の福祉サービス事業所25カ所（同法人事業所は1カ所）の施設管理者と、従事者500人。

②配布方法

- ・本人（養護者）には、直接郵送法で回収した。
- ・通所等福祉サービス利用者については、利用事業所で配布、回収した。
- ・管理者と従事者は福祉サービス事業所に直接配布し回収した。

③回収率

	送付数	回収数	回収率
本人・養護者	698	424	60.7%
福祉サービス事業所従事者	480	433	90.2%
福祉サービス事業所管理者	25	22	88.0%

④倫理的配慮

調査結果については、個人や事業所等が特定されないなどの倫理的配慮のもとに行った。

4) 結果

(1) 本人及び養護者の状況

- ・本人からの回答・・・387人
- ・養護者からの回答・・・117人

①本人から見た回答者（養護者）の続き柄 (人)

配偶者	父	母	きょうだい	子	その他	未回答	回答者数
9	8	75	8	2	8	7	117

②本人の手帳所持状況（重複回答あり） (人)

手帳あり			実人数	手帳なし	未回答	有効回答者数
身体障がい者手帳	療育手帳	精神障がい者手帳				
180	186	131	465	17	22	504
延べ手帳所持者数			497			

○身体障がい者手帳所持状況（等級別） (人)

1級	2級	3級	4級	5級	6級
85	58	13	17	5	2

○療育手帳所持状況 (人) ○精神障害者保健福祉手帳所持状況 (人)

A	B
63	123

1級	2級	3級
21	80	30

③年齢 (人)

10代	20代	30代	40代	50代	60代以上	未回答	回答者数
16	97	115	108	87	60	21	504

④性別 (人)

男	女	未回答	総計
285	185	34	504

⑤就労状況 (人)

仕事あり						無職	未回答	回答数
会社員	パート	就労移行	就労継続 A	就労継続 B	その他			
16	11	10	94	202	1	109	61	504

⑥収入（重複回答あり） (人) 重複あり

年金	給与	工賃	親族からの支援	なし	生保	その他	未回答	総計
348	96	129	39	13	20	1	5	651

(2) 福祉サービス事業所従事者の状況

①職種及び資格 重複あり (人)

生活支援員	介護福祉士	作業支援員	社会福祉士	その他	なし	未回答	総計
200	113	67	10	79	1	5	475

栄養士、サビ管、看護職、事務、調理員、世話人、ヘルパー、職業指導等

②就労形態 (人)

正職員	嘱託	パート	臨時	その他	未回答	回答者数
279	68	51	25	4	6	433

③年齢 (人)

20代	30代	40代	50代	60代以上	未回答	回答者数
82	118	86	100	45	2	433

④性別 (人)

男	女	未回答	回答者数
164	264	5	433

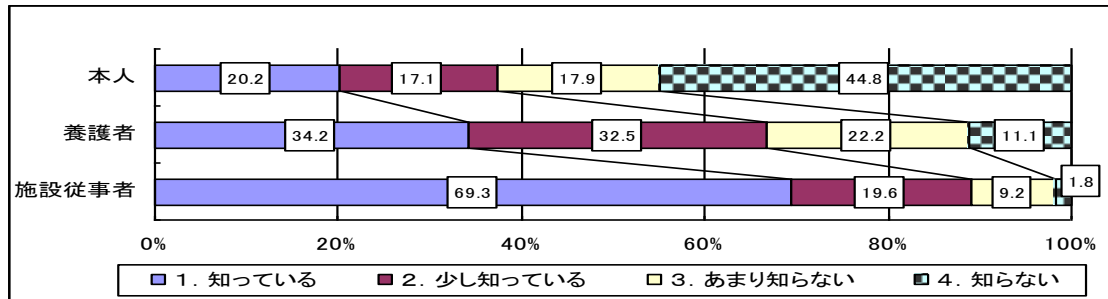
⑤勤務年数 (人)

1年未満	1～3年	4～6年	7～9年	10年以上	未回答	回答者数
30	94	106	70	115	18	433

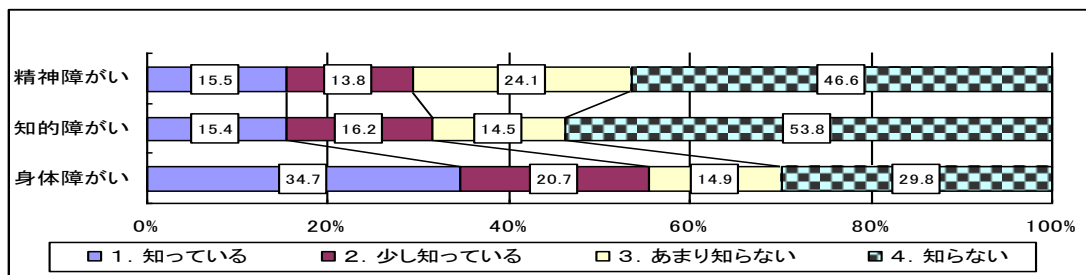
(3) 法の認知度について

① 法の認知度について

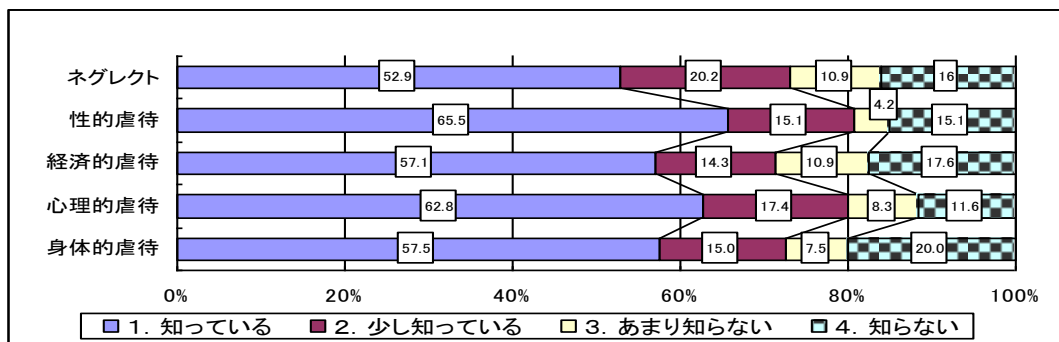
(i) 対象者ごとの法の認知度



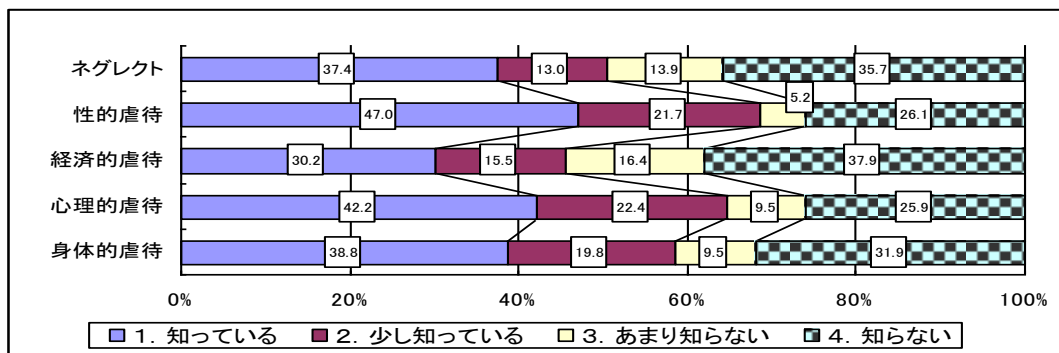
(ii) 本人の障がい種別による法の認知度



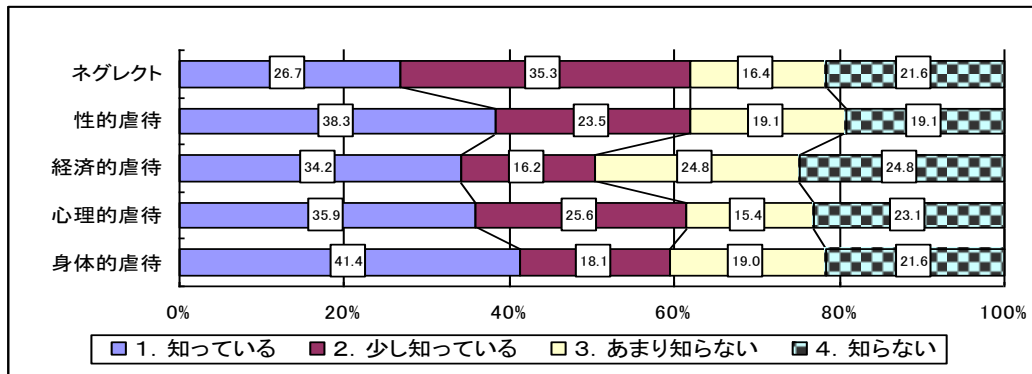
(iii) 身体障がい者の虐待種別に関する認知度



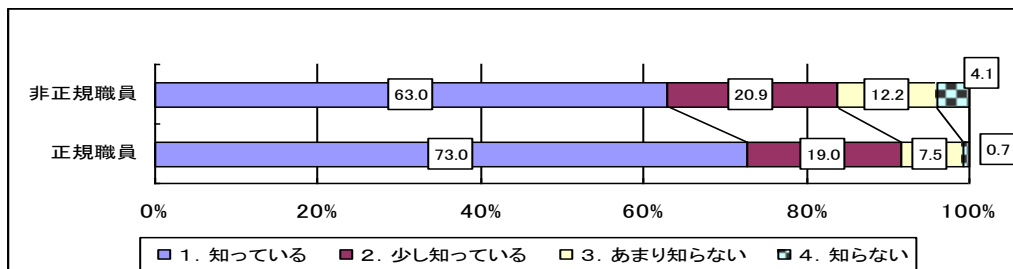
(iv) 知的障がい者の虐待種別に関する認知度



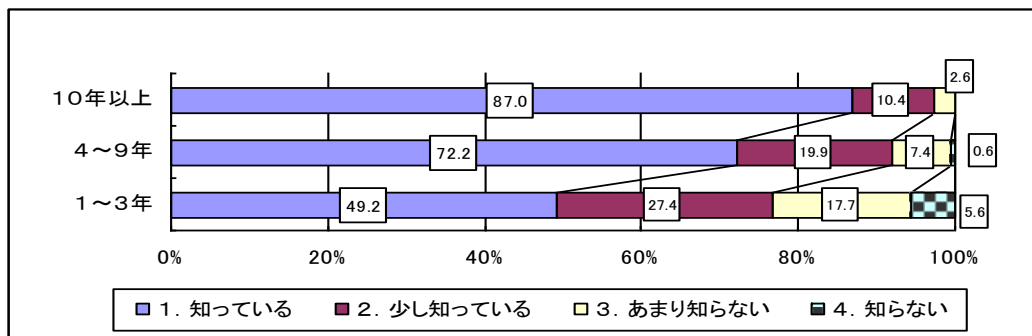
(v) 精神障がい者の虐待種別に関する認知度



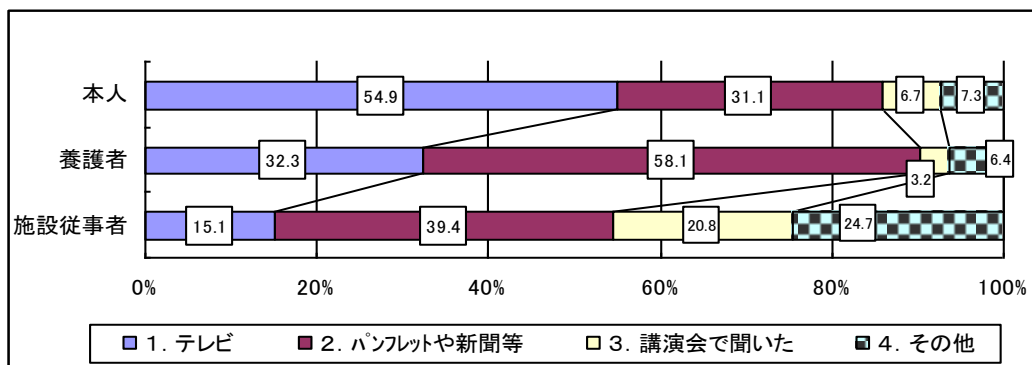
(vi) 福祉サービス事業所従事者の就労形態別の法の認知度



(vii) 福祉サービス事業所従事者の勤務年数別の法の認知度



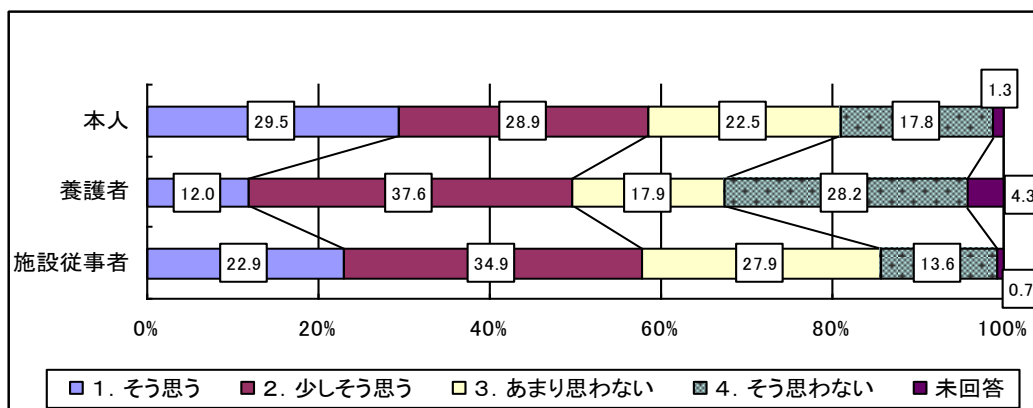
② 法を知るきっかけについて



<法の認知等について>

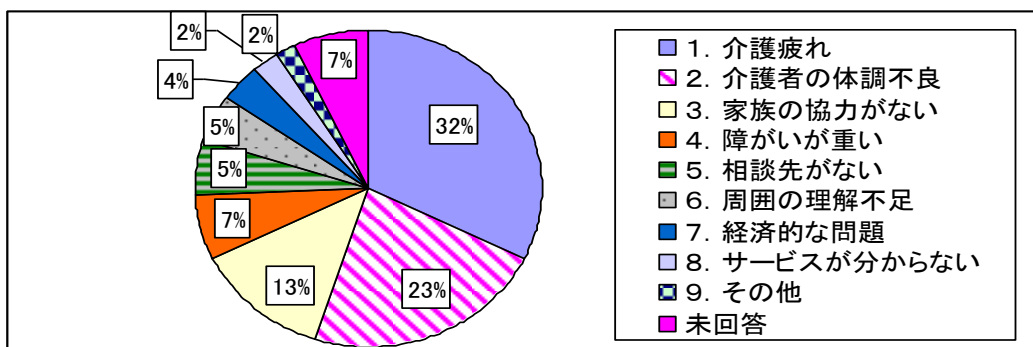
- * 本人及び養護者で、「知っている」という人は約20～34%と低く、よく知っているべき福祉サービス事業所従事者も、約70%と低かった。
- * 本人を障がい種別に見てみると、「あまり知らない」「知らない」という人が、精神・知的障がい者で約70%を占めていた。身体障がい者は、約45%が知らなかった。
- * 身体障がい者の虐待種別の認知度では、特に性的虐待についての認知度が高かった。
- * 知的障がい者の虐待種別の認知度は低く、特に経済的虐待について認知度が低かった。障がい者自身が金銭管理をしていることが少ないことも影響していると推測できる。その反面、性的虐待の認知度は高くなっていった。そのような場面に日常接する機会があり認知度が高いのか今後検証が必要であると考えられる。
- * 精神障がい者の虐待種別の認知度は、知的障がい者と同様、全体的に認知度は低かった。
- * 福祉サービス事業所従事者の法の認知度については、「知っている」と答えた人は73%で、雇用形態や勤務年数で比較すると正規職員でも知らない人がいた。勤務年数で認知度をみると就労3年までは、約半数しか知らないことから新人期の研修内容に必須項目とする必要がある。
- * 法を知るきっかけは、本人・養護者の80%が、テレビやパンフレット等のマスメディアから知り得ていた。
また、福祉サービス事業所の従事者は、パンフレットや講演会等が約60%であった。

③虐待者・被虐待者になる可能性について

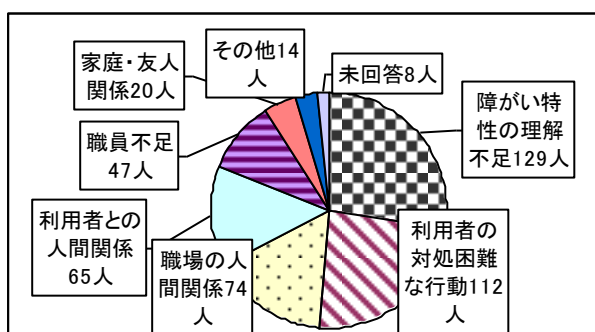


④ 虐待の発生要因について

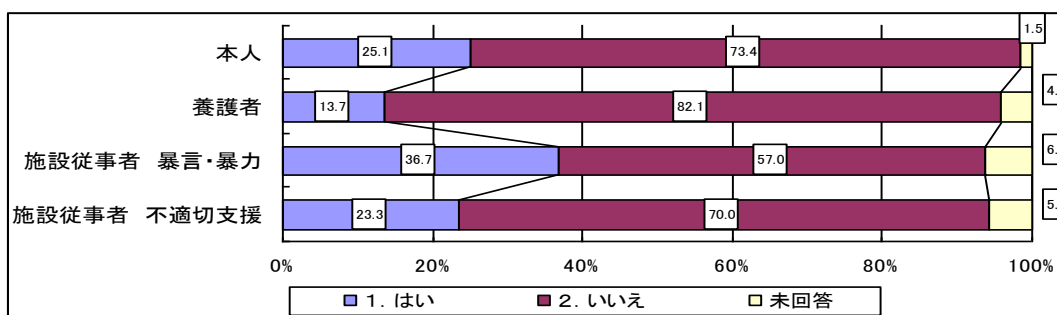
(i) 養護者による虐待の要因



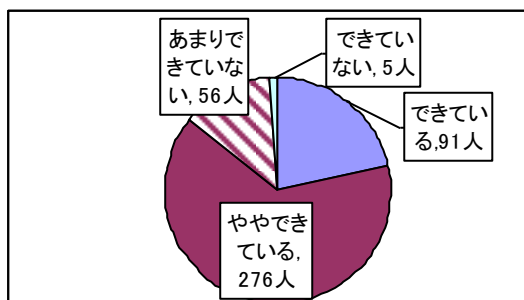
(ii) 福祉サービス事業所従事者による虐待の要因



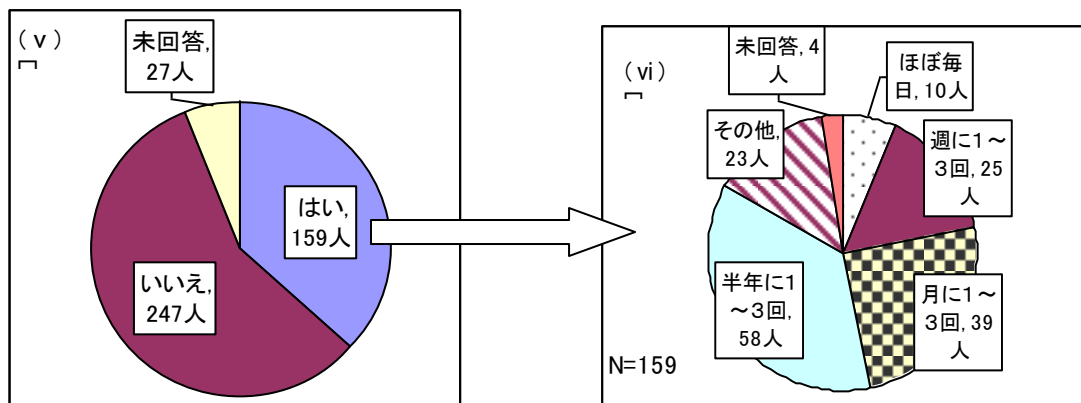
(iii) 自分の周りで、虐待を見たり聞いたりしたことがあるか



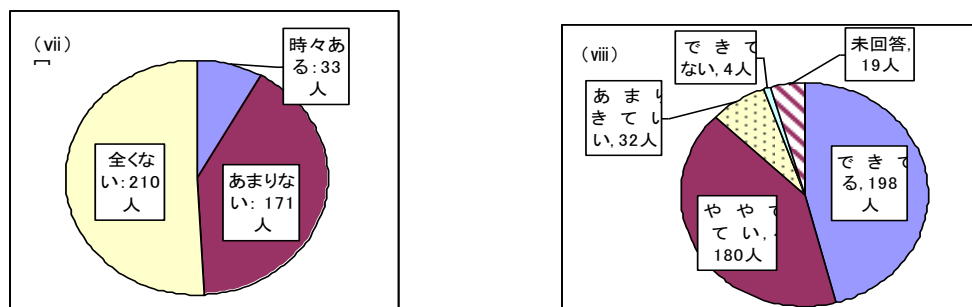
(iv) 福祉サービス事業所従事者は、障がい特性を理解し支援できているか



(v) 事業所内で、障がい特性を理解せずに、不適切な支援の従事者を見たり聞いたりしたことの有無及びその頻度について



(vi) 福祉サービス事業所従事者が、「利用者の態度や言動に対して、暴力や暴言で対応したことの有無と年齢に応じた呼び方について

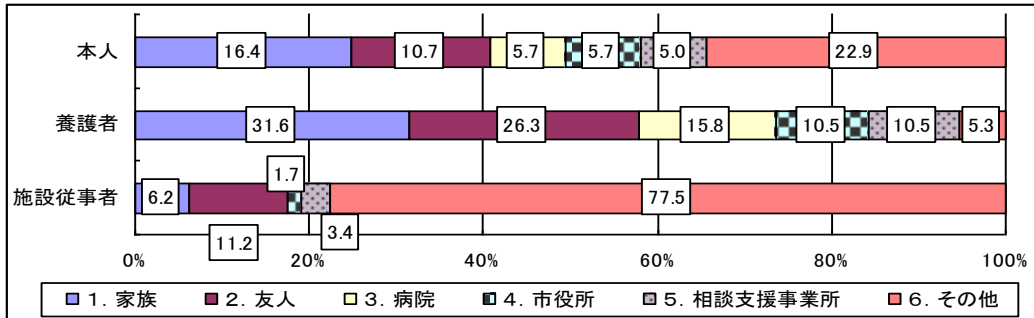


<虐待発生の要因等について>

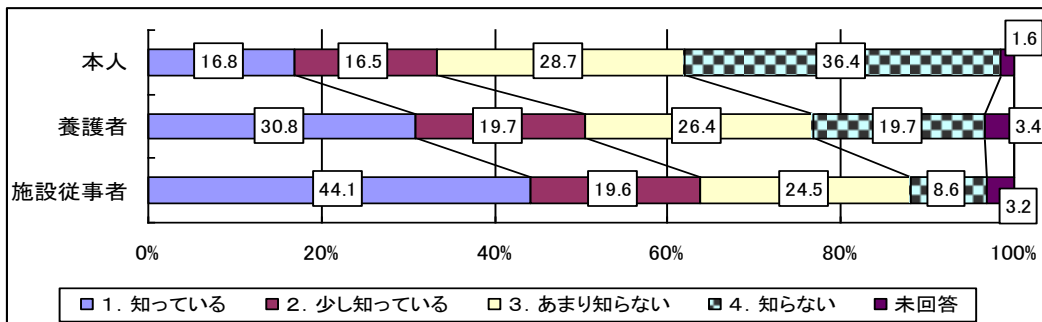
- * 本人では、自分も虐待を受ける可能性があると感じている割合が約30%あったが、養護者では、自分が虐待をしてしまう可能性は約10%と低かった。
- * 養護者が虐待の要因として、「介護疲れ」「介護者の体調不良」「家族の協力が無い」ことなどを半数が回答していた。これらは、養護者の環境変化等が虐待につながる要因として捉えていることから、養護者の介護負担等の軽減は虐待予防に重要である。
- * 福祉サービス事業所従事者が、虐待につながる要因として「障がい特性の理解不足」「利用者の対処困難な行動」が関係すると回答している割合が半数あった。また、「職場の人間関係」「利用者との人間関係」「家庭・友人関係」と回答した人も多い。
- * 福祉サービス事業所従事者で、利用者の態度や言動に対して、暴力や暴言で対応したことがある人は、約8%であった。
- * 福祉サービス事業所従事者は、ほとんどの人が利用者に対して「年齢に応じた呼び方ができている」「個々の障がい特性を理解した上で適切な支援ができている」と自覚しているが、障がい特性を理解せずに、不適切な支援をしている従事者を

見たり聞いたりしたことがある頻度は高かった。自分では障がい特性を理解していると思っけていても、他者から見ると理解していない支援をしている従事者が多いことが推測できる。

⑤虐待を見たり聞いたりした時の相談機関



⑥センターに相談・通報することの認知度

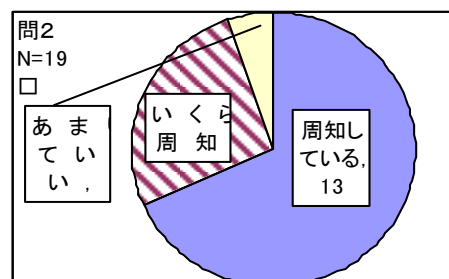
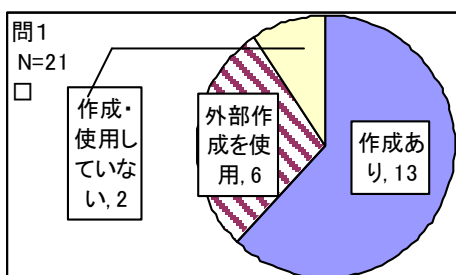


<障がい者虐待防止センター等の役割>

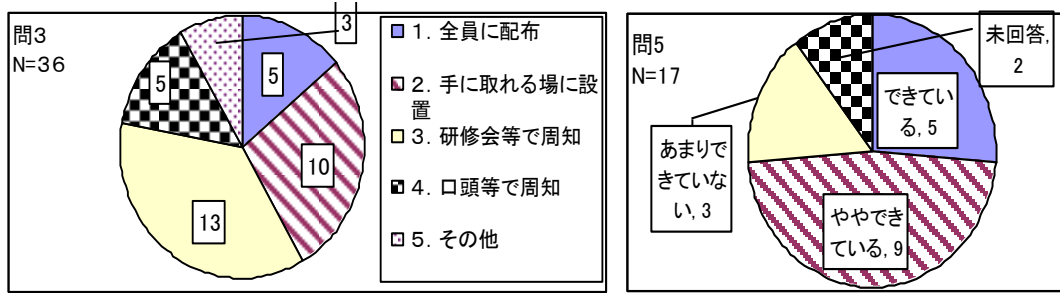
- * 虐待発見時の本人・養護者の相談先は、「家族」や「友人」と身近な人が大半を占め、全体で見てもセンターへの相談は少なかった。
- * 福祉サービス事業所従事者の相談先は、その他が約 80%近くを占めていた。内訳は上司が 25人、同僚 17人と一番多く、未回答が 72人あった。

⑦ 障がい者虐待防止について（福祉サービス事業所管理者分）

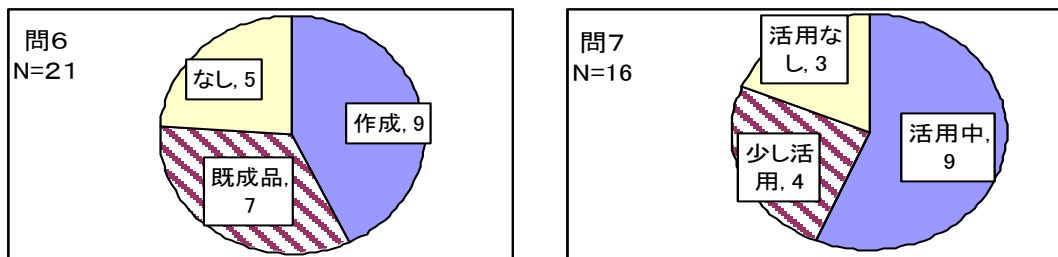
(i) 虐待マニュアル作成の有無と従事者への周知の有無



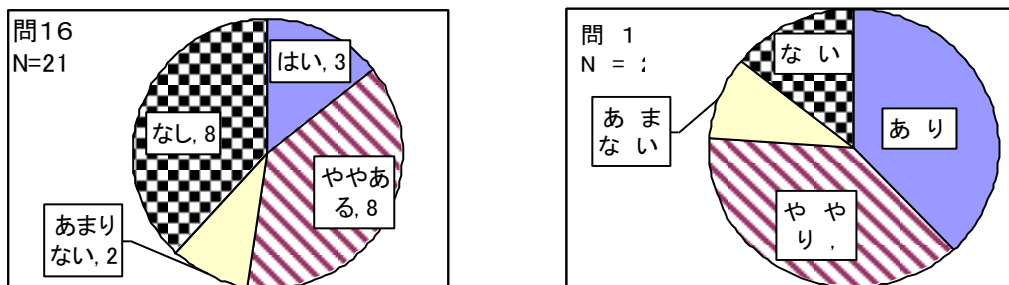
(ii) マニュアルの周知方法及び活用について（重複回答あり）



(iii) 虐待防止チェックリストの作成および活用の有無について

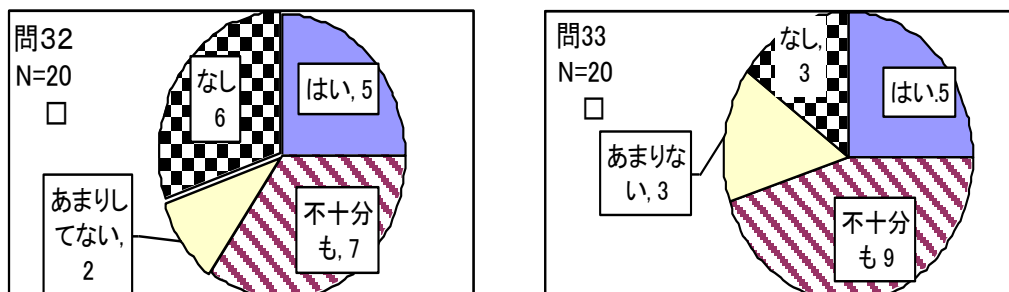


(iv) 業務振り返りチェックリストの活用及び虐待発見時の対応の明確化

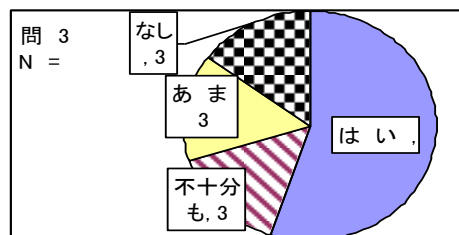
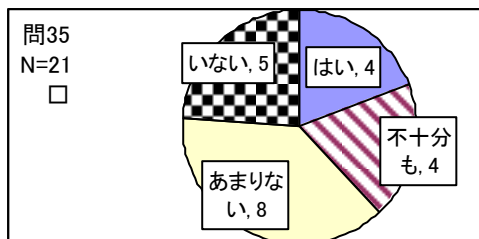


(v) 成年後見制度や権利擁護について

・制度の利用勧奨の有無と家族への周知の有無について

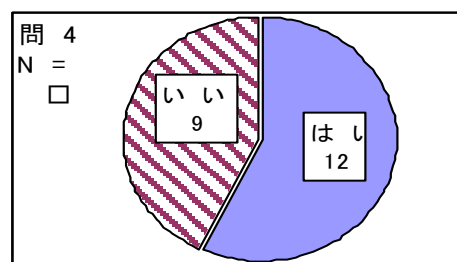
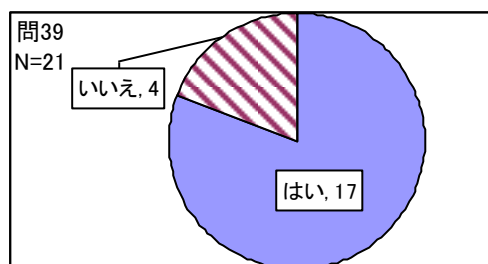


- ・利用者や家族が、個別支援会議に参加の有無。

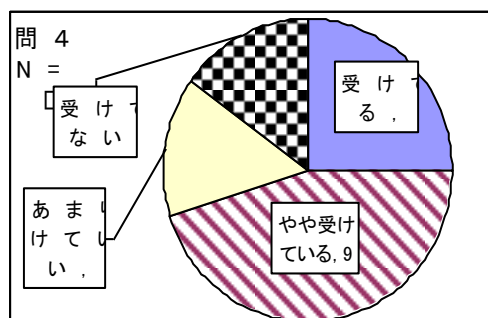


(vi) 虐待防止体制について

- ・虐待防止責任者の有無と虐待防止委員会の設置の有無



(vii) 職員研修として、貴事業所以外のスーパーバイザーの活用について



<事業所における虐待防止体制等>

- * 90%の福祉サービス事業所がマニュアルを作成等し活用していた。95%の福祉サービス事業所ではマニュアルを従事者に周知していた。
- * マニュアルの周知方法は、研修会等での口頭による周知が半数であった。また、42%の福祉サービス事業所が、日常的に職員が手にできる環境にあった。
- * マニュアルが活用できている福祉サービス事業所は29%と少なかった。
- * 虐待防止のチェックリストは、76%の福祉サービス事業所で作成等し、56%の従事者が活用していたが、事業所全体では43%の活用と半数にも満たない状況であった。
- * 虐待防止のチェックリストの活用頻度は、月1回：1事業所、6ヶ月に1回：5事業所、年1回：3事業所と日常的に活用できている状況ではなかった。
- * 福祉サービス事業所におけるチェックリスト活用の工夫としては、事業所内での研修等が7事業所あった。

- * 業務振り返り自己チェックを実施している福祉サービス事業所は、9カ所の事業所と半数程度であった。
- * 虐待防止に関する研修会は、17事業所（81％）の福祉サービス事業所で実施していた。研修会の頻度は年1回が半数を占め、交代勤務の事業所が多い中で、全職員が受講するには開催頻度が少なすぎる。
- * 業務振り返りチェックシートの活用は、3カ所の福祉サービス事業所（14％）と少ない。
- * 8カ所の福祉サービス事業所（38％）が虐待発見時の報告や対応について、明確化していると回答したものの、虐待対応方法の文書化は、13カ所の福祉サービス事業所（62％）ができていた。
- * 経済的虐待予防として、金銭預かり品等の複数名体制は13カ所の福祉サービス事業所（62％）ができていた。
- * 利用者や家族に意見を聞く場の設置については、20カ所の福祉サービス事業所が設置済であった。
- * 権利擁護等で第三者等による評価については、4カ所の福祉サービス事業所（19％）で業務の開示が行われていた。全般的には進んでいなかった。
- * 処遇困難（対応困難）な利用者についての相談指導體制では、11カ所の福祉サービス事業所（52％）ができていると回答している。一方、4カ所の福祉サービス事業所（19％）では相談指導體制が整備されていなかった。
- * 緊急やむを得ない事由により身体拘束をする場合の手続きについて文章化している施設は10カ所の福祉サービス事業所（47％）であった。このうち職員に身体拘束についての周知ができている福祉サービス事業所は、7カ所であった。
- * 身体拘束をした場合、評価のための検討の場の設置については、8カ所の福祉サービス事業所（40％）が設けていた。身体拘束の3原則のひとつの保護者への事前説明については、7カ所の福祉サービス事業所（33％）がマニュアル活用や申し合わせ事項等で事前説明をしていた。11カ所の福祉サービス事業所は未回答、3カ所の福祉サービス事業所は研修会での周知やミーティング等での確認で終わっていた。
- * 成年後見制度の周知を行っている福祉サービス事業所は、5カ所と少なく、家族に対する周知も不十分又は行っていない（75％）事業所が多かった。
- * 利用者や家族等への情報開示については、体制整備が出来ていると回答した福祉サービス事業所は、11カ所（52％）で、約半数は情報開示するための体制が出来ていなかった。（あまり行っていない含）
- * 虐待防止や権利擁護として利用者や家族との意見交換の場を整備している福祉サービス事業所は4事業所（19％）と少なく、62％の事業所で意見交換の場の整備が出来ていなかった。
- * 個別支援会議に利用者の参加を得ている福祉サービス事業所は11事業所（52％）であった。
- * 虐待防止責任者の設置は17カ所の福祉サービス事業所（81％）で設置されていたが、一方、虐待防止委員会の設置は12カ所の福祉サービス事業所（57％）と低かった。

- * 職員の業務における悩み等への支援については、16カ所の福祉サービス事業所（76%）が、施設内で体制を整備していると回答していた。その内、相談職種は主にサービス管理者と施設長が各々対応していると回答した事業所が13カ所（37%）であった。
- * 5カ所の福祉サービス事業所が外部からスーパーバイザーを活用しており、少しは受けていると回答したものを加えると67%の事業所で外部からのスーパーバイズを受けていた。

IV 今後の課題

今回のアンケート結果から、それぞれの立場によって、法や虐待種別の認知度に格差があった。特に法の認知度で障がいの種別に格差があり、知的障がいや精神障がいの認知度割合が極めて低かった。しかし福祉サービス事業所の従事者約70%が知っていると回答しているが、福祉サービス事業所を利用している障がい者や家族は認知していないことが明確となった。日常よく接する相談支援専門員や指導員等、関係機関からの早期発見や早期対応は、問題が深刻化する前に対応できるポイントでもある。当センターにおける市報や講演会、関係機関等からの啓発では限界がある。障がい者本人や養護者、関係機関、行政が連携して取り組んでいくことが重要であると考えます。

(1) 養護者等による障がい者虐待の防止の推進

- ① 市民、養護者、障がい者等へ研修会等により法の認知度をあげる。

一方的な市報への掲載やパンフ配布、講演会等だけではなく、障がい種別など対象者に合わせた広報・啓発が必要である。特に知的障がい者や精神障がい者の認知度の低さから考えると、障がい特有に応じた啓発が重要で、視覚的情報の活用や家族会、福祉サービス事業所等と連携し、分かりやすく丁寧な説明等をしていく方法も必要である。

また、市民への啓発は児童虐待や高齢者虐待と同様にマスメディアの影響が大きいことから定期的に情報の提供等をしていくことが必要である。

- ② 障がい福祉サービスを利用する対象者には、支援する障がい者福祉サービス従事者からの周知を徹底する。
- ③ 支援サービス計画の中に虐待予防の視点を取り入れて支援できるようにする。また障がい者総合支援協議会の相談・サービス部会等の検討項目に入れ、定期的に精度管理できるシステムを構築する。
- ④ 障がい者虐待防止センターの相談機能や予防啓発の充実を図る。

(2) 障がい者福祉サービス従事者等による障がい者虐待の防止の推進

- ① 障がい福祉サービス事業所の管理職や従事者の研修および資質の向上に努める。

このためには、アンケート結果からも「法を正しく理解できる」「個々の障がい特

性を理解し支援できる」「従事者間のコミュニケーションやストレスサポートがとれる」体制が望まれていることから、**まつえ障がい者サポートステーション**絆と連携し、情報提供や研修会の共催などをより強化していく必要がある。

② 個別支援の推進

- ・利用者個々のニーズに応じた個別的な支援を日々実践することが虐待防止につながることから、個別支援計画を関係職員で共有し、定期的なモニタリング等を行うことが虐待予防になることを啓発する。
- ・福祉サービス事業所の従事者が、「虐待を見たり聞いたりした時」には、事業所内で虐待防止責任者や虐待防止委員会への相談ができる体制を整備し、その経過を第三者委員会にも報告できるようにする。
- ・福祉サービス事業所は、虐待防止や権利擁護に関する明文化はできているが、職員への周知が進んでいない。特に非正規職員・非常勤嘱託への周知不足がある。
- ・これらのことは、今後、市の監査指導課や障がい者福祉課等との連携により、研修会の実施状況や周知方法、計画支援の状況等についての確認していくことが必要である。

③ 公正な施設運営の推進

- ・福祉サービス事業所では、利用者や家族を積極的に計画等への参画に加えることが、虐待防止につながる。
- ・制度や法等についての周知が不十分な状況であった。特に身体拘束に関することや成年後見制度等については、さまざまな機会を捉えて、問題提起しながら推進していく必要がある。
- ・福祉サービス事業所は、多くの施設で外部からのスーパーバイザーの活用ができていることから、さらに支援内容の評価等へも関与できる体制整備が必要である。第三者委員会による外部評価を積極的に導入していく。

松江市障がい者虐待防止センターにおける
 予防・啓発のあり方検討 委員名簿

役名	氏名	所属
アドバイザー	永江 尚美	島根県立大学出雲キャンパス准教授
//	藤原 映久	島根県立大学松江キャンパス講師
分担事業者	米田 祝子	松江市家庭相談室 室長
研究事業者	岩本 美智子	松江市家庭相談室
//	渡部 さち子	//
//	神門 恵子	//
//	村上 優子	//